

平成29年度 第7回香取市農業委員会総会議事録

平成29年10月5日

10月5日(木)香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について
日程第3 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
日程第4 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第5 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
日程第6 議案第6号 農用地利用配分計画案に対する意見について
日程第7 議案第7号 買受適格証明願について
日程第8 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第9 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
日程第10 報告第3号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について
日程第11 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は19名で、その氏名は下記のとおり

- | | | | |
|-----|---------|-----|-----------|
| 1番 | 松 枝 和 夫 | 2番 | 越 川 定 勝 |
| 3番 | 富 澤 克 彦 | 4番 | 寺 島 美 幸 |
| 5番 | 飯 森 孝 | 6番 | 片 野 壽 夫 |
| 7番 | 海 老 澤 武 | 8番 | 高 松 多 可 史 |
| 9番 | 鵜 澤 幹 司 | 10番 | 林 藤 江 |
| 11番 | 菅 谷 樹 雄 | 12番 | 内 山 勝 己 |
| 13番 | 篠 塚 正 悟 | 14番 | 高 木 甚 一 |
| 15番 | 伊 藤 はつ子 | 16番 | 高 木 重 樹 |
| 17番 | 伊 藤 寛 | 18番 | 栗 林 利 男 |
| 19番 | 大 堀 潔 | | |

1. 欠席委員 なし

1. 事務局職員出席者

事務局長	篠	塚	和	広	管理班長	高	岡	晃
農地班長	越	川	泰	克	主 査	滑	川	典 文
主 査	高	橋	亮	太 郎				

開会 午後 3時00分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、19名です。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成29年度第7回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、4番 寺島美幸委員、14番 高木甚一委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第11 報告第4号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農

地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成29年10月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは1ページから4ページで、整理番号は1番から6番です。

1ページの整理番号1番および3番は、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものであります。

次に、1ページの整理番号2番は、譲渡人が遠隔地に居住のため耕作不可能により、2ページの整理番号4番は譲渡人が農業廃止により、それぞれの譲受人に所有権移転するものであります。

次に、2ページの整理番号5番は、親戚間により贈与を行うものであります。

次に、3ページの整理番号6番は、親子間により使用貸借権の再設定を行うものであります。

以上、6件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第1班 班長 篠塚正悟委員。

13番篠塚委員 去る、9月27日、水曜日、午後1時30分より市役所301会議室において、第1班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は6件であります。

案件については、写真および書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、7番 海老澤委員。

7番海老澤委員 整理番号1番について、現地調査を行った結果を説明いたします。

〇〇〇〇〇〇が〇〇〇〇〇と交差する先、左側に〇〇〇〇場があり、その先に〇〇〇〇〇に

かかる〇〇〇〇があり、その上流に〇〇〇〇があります。その〇〇〇〇の〇〇になります。

この申請は、譲受人が自作地に隣接している農地を取得し耕作したい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

申請地は、従前より譲受人が耕作・管理しており、自作地との一体化により、農地利用の向上が図られることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号2番について、12番 内山委員。

1 2番内山委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は相続で農地を取得したものの、〇〇〇〇在住で耕作不可能であるため、農地を処分したい意向でございます。近隣農地所有者である譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理ができるものと思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたしました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号3番について、14番 高木委員。

1 4番高木委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果をご説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地の隣接している農地を取得し耕作したい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

申請地は自作地との一体化により、農地利用の向上が図られることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われるものと思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号4番、5番の2件について、15番 伊藤委員。

1 5番伊藤委員 整理番号4番について、坂本推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は遠隔地に居住し管理ができないため、農地を処分したい意向があり、譲受人は経営の安定を図るため、農地を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。

通作時間も10分程度と利便な農地であり、所有権移転後は良好な維持管理が行われると思

われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

続きまして、整理番号5番について、高木推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が高齢で耕作不可能なため、親類にあたる譲受人に贈与するものです。

譲受人は、対象農地を贈与にて譲り受け農業経営の規模拡大を図るものです。

なお、譲渡人から見た譲受人は従兄弟の子という関係であります。

譲受人の営農状況も良好であり、所有権移転後は良好な維持管理が図られると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号6番について、18番 栗林委員。

18番栗林委員 整理番号6番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、父が経営移譲年金を受給しているため、農業後継者である子と使用貸借権の再設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成29年10月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは5ページから6ページで、整理番号は1番から5番です。

整理番号1番は、山砂採取事業の期間延長に伴う、山砂搬出路用地の一時転用期間延長であります。

次に、整理番号2番および3番は同一事業であります。

宅地分譲事業の区域および区画数の縮小に伴い、当初許可時の事業計画を変更するものであります。

次に、整理番号4番および5番は、それぞれ承継を伴う計画変更承認申請で、当初事業計画者の都合等により、新たな譲受人に承継するものであります。

以上、5件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第1班 班長 篠塚正悟委員。

1 3番篠塚委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条計画変更承認申請の案件は、5件であります。

整理番号1番から5番について、書類等で審査した結果、整理番号1番は、山砂採取事業の期間延長に伴う搬出路用地の一時転用期間の延長、整理番号2番および3番は、当初事業計画の変更、整理番号4番および5番は、当初事業計画者から承継を受ける計画変更であることから、議案第2号の各案件については、申請の用途に供することの確実性について問題ないとの意見であり、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見ですが、整理番号1番について、4番 寺島委員。

4番寺島委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を申し上げます。

場所は、○○○○○○○○○○の○○を○○方面に向かい○○○○○○を過ぎた○○の○○を右折、○○メートルほど行った左側になります。

譲受人は山砂採取搬出路用地の許可を受けておりますが、許可後、作業の人員不足により

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成29年10月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。議案の概要を説明します。

ページは7ページです。

整理番号1番、転用目的は集合住宅用地です。

農地区分は、都市計画用途地域内の第二種住居地域のため、第3種農地に該当します。

なお、他法令関係では都市整備課に宅地開発事業事前協議を申出済であります。

また、事前着工により始末書添付案件であります。

以上、1件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第1班 班長 篠塚正悟委員。

1 3番篠塚委員 事前審査会の審査結果について報告をいたします。

提出されました農地法第4条の案件は1件であります。

整理番号1番について、写真および書類等で審査した結果、申請の用途に供することの確実性について問題ないとの意見であり、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

〇〇〇〇〇〇を〇〇キロ位行った先の左側です。

議受人は、地域稲作農業の担い手として、効率化や負担軽減および規模拡大をしていくため、〇〇〇〇〇〇〇を建築する計画をしたものです。

用水は上水道を利用、雨水は敷地内にU字溝を設け、県道の排水溝へ放流し、将来的に発生する見込みの汚水・雑排水については、合併浄化槽で浄化後、同排水溝に放流する予定とのことです。

隣接農地には、擁壁を設けることで土砂流出の防止を図ります。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1溝の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号 整理番号2番について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 整理番号2番は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

○番 〇〇委員の入場を許可します。

(○番 〇〇〇〇委員 入場・着席)

議 長 同じく議案第4号 整理番号7番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番、〇〇委員の退場を求めます。

(○番 〇〇〇〇委員 退場)

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号7番について、10番 林 委員。

10番林委員 整理番号7番について、木内博推進委員と現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇を〇〇の地区へ入り〇〇、〇〇〇へ向かう道路がありますが、そ

の道路より〇〇メートルほど入った現在農場を展開している場所の隣りになります。

譲受人は、〇〇〇〇を営んでいますが〇〇〇を〇〇〇増やす計画により、〇〇〇の〇〇〇の〇〇〇〇〇〇として、申請地へ〇〇〇〇の建設を計画したものです。

用水の利用はなく、雨水は敷地内自然浸透処理とのことです。

隣接農地との境界は、安定勾配の法面となっており、適切な雨水処理により土砂流出の防止を図ります。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号 整理番号7番について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 整理番号7番は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

○番 〇〇委員の入場を許可します。

(○番 〇〇〇〇委員 入場・着席)

議長 次に、ただいま分離して審議した議案第4号の2件を除く、8件について、審議いたします。

担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、2番 越川委員。

2番越川委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所については、〇〇〇〇〇〇〇北側を約〇〇メートル離れた所でございます。

譲受人は、再生可能エネルギーへの貢献と安定した収益を得るため、日照条件の良い申請地へ隣接する土地と一体で、太陽光発電設備を設置する計画をしたものです。

用水の利用はなく、雨水は敷地内自然浸透処理とのことです。

隣接地は耕作されておらず、資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

続きまして、整理番号10番について、木内推進委員と現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇〇〇を〇〇〇方面に向かい〇〇の〇〇の〇〇手前〇メートルの左側の道路沿いにあります。

譲受人は、〇〇〇〇を営んでおりますが、事業拡大に伴い近接する営業所用の〇〇〇〇〇〇〇〇の駐車場および従業員、来客用の駐車場を設ける計画をしたものです。

用水の利用はなく、雨水は敷地内自然浸透処理とのことです。

隣接農地はなく、資金計画についても適切であると思われることから、本申請は農地法第5条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第4号の2件を除く8件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号の2件を除く8件については、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり、農業経営

基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求め
る。平成 29 年 10 月 5 日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

平成 29 年度第 7 次農用地利用集積計画 1 番から 133 番までの申請であります。議案書の
12 ページから 100 ページです。

使用貸借権設定の新規 13 件、14,539 ㎡、このうち田が 9,193 ㎡、畑が 5,346 ㎡です。

次に、再設定 1 件、4,062 ㎡で畑です。

次に、賃借権設定の新規 10 件、59,001 ㎡、すべて田です。

次に、再設定 15 件、86,160 ㎡、すべて田です。

次に、農地中間管理事業分ですが、賃借権設定の新規 94 件、709,324.30 ㎡で、すべて田
です。

以上、133 件の第 7 次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第
3 項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 議案第 5 号については、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与
の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第 5 号 整理番号 2 番から 8 番および整理番号 33 番、114 番の 9 件について審
議いたします。

審議が終了するまでの間、○番、○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 5 号 整理番号 2 番から 8 番および整理番号 33 番、整理番号 114 番の 9 件について、
原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 5 号 整理番号 2 番から 8 番および整理番号 33 番、整理番号 114 番の 9 件

については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

同じく、議案第5号 整理番号22番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号22番について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番号22番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第5号の10件を除く123件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第5号の10件を除く123件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第5号の10件を除く123件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第6 議案第6号

議長 日程第6 議案第6号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第6号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。平成29年10月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

議案書の整理番号1番から15番までの申請です。議案書の101ページから159ページです。

賃借権設定の新規が15件、709,324.30㎡、すべて田です。

以上、15件の農用地利用配分計画については、農地中間管理事業法第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 議案第6号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第6号 整理番号13番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番、○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号 整理番号13番について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 整理番号13番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 同じく、議案第6号 整理番号14番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号 整理番号14番について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 整理番号14番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第6号の2件を除く13件について、審議いたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第6号の2件を除く13件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第6号の2件を除く13件は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第7 議案第7号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第7号 買受適格証明願いについて。下記のとおり買受適格証明願の提出があったので証明について審議を求める。なお、最高価買受申出人等となり売却決定を受けた者から農地法3条の規定による許可申請がなされた場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き許可する。平成29年10月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号1番、千葉地方裁判所が執行する競売です。

競売の方法は、平成29年10月25日から平成29年11月8日までの期間入札です。

なお、申請人が競売に参加する目的は農業経営の規模拡大を図るためとのことです。

以上、1件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第1班 班長 篠塚正悟委員。

13番篠塚委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

買受適格証明願の案件は1件であります。

案件については、写真および書類により審査を実施いたしました。

整理番号1番については、耕作目的で農地を取得するため競売に参加することについて審査した結果、農地法第3条第2項規定の不許可の項目には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考え、買受適格証明書の交付が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当員の意見を伺います。

整理番号1番について、18番 栗林委員。

18番栗林委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、申請者が農業経営の規模拡大を図ることを目的として、競売に参加するための買受適格証明願であります。

対象農地は、自宅から比較的近く通作利便な農地であるため、入札後、最高価買受申出人となり売却決定がなされた後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、証明書の交付が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 買受適格証明願については、証明書を交付することと決定いたします。

なお、最高価買受申出人等となり売却決定を受けた者から農地法3条の規定による許可申請がなされた場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き許可するものと決定します。

◎日程第8 報告第1号から報告第4号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり、農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。平成29年10月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は、3件であります。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画(中途解約)の通知があったので報告する。平成29年10月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は36件であります。

報告第3号 農地施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について。下記のとおり農地法施行規則第29条第1号に関する届出があったので報告する。平成29年10月5日提出、

香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は1件です。

報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。平成29年10月5日提出、
香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は2件です。

以上、報告いたします。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 4時03分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人